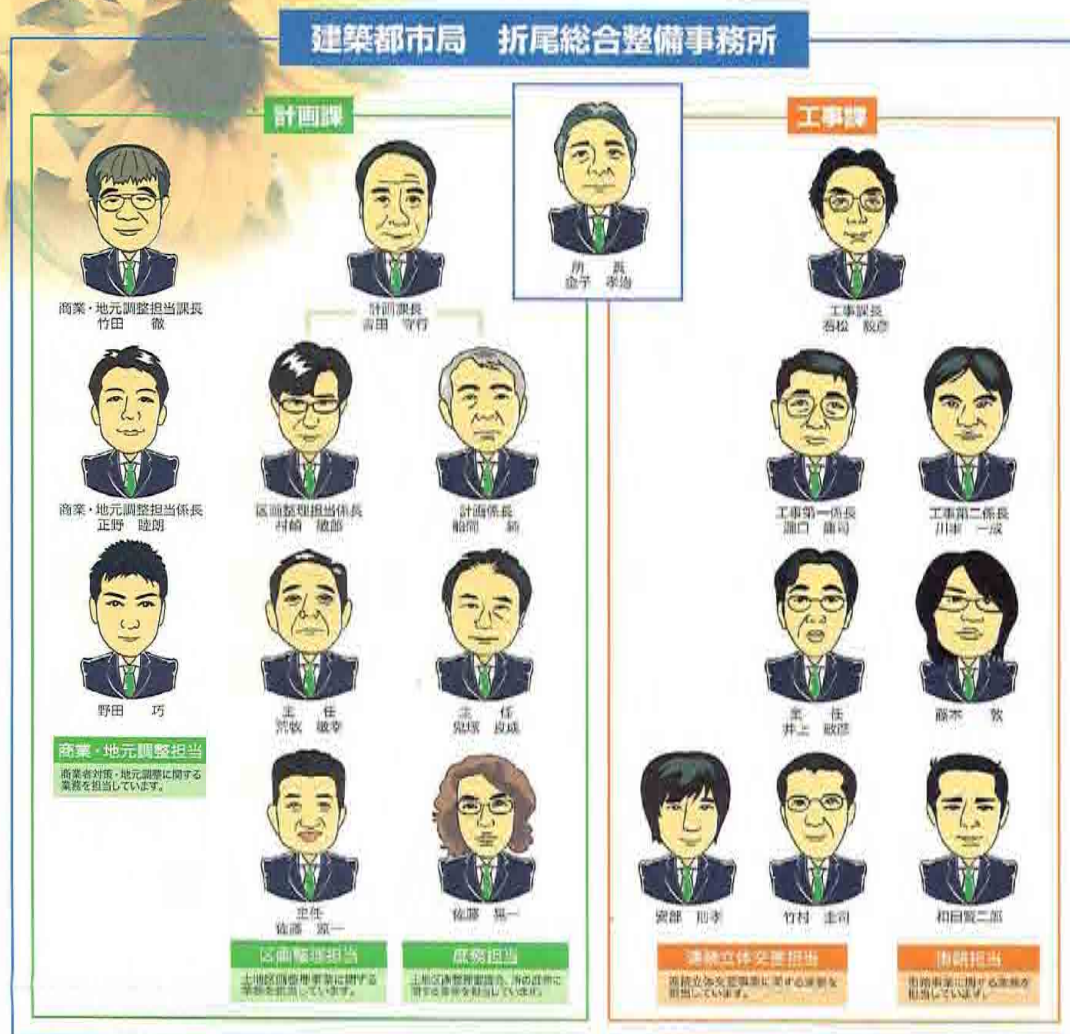




◆折尾地区総合整備事業に
取り組む体制が変わりました。

これまで建設局「自動車専用道路対策室(折尾担当)」と建築都市局「折尾総合開発事務所」に分かれていた組織を、4月に折尾地区の皆様方に対して一元化に対応させていたことを目指し、「建築都市局折尾総合整備事務所」に統合いたしました。さらに、大きな課題である商業対策に対応するスタッフを、「商業・地元調整担当」として配置し、体制の充実・強化を図っています。

折尾地区の皆様方には、ご迷惑とご心配をおかけすることも多いかと思いますが、情報を発信しながら、皆様方とのパートナーシップを一層大切にし、安全・安心で暮らしやすく、にぎわいのあるまちの実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと思います。今後も、「折尾地区総合整備事業」に対しまして、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

◆「折尾まちづくりビジョン」の市への提言

平成20年6月27日、地元まちづくり団体である「おりお未来21協議会」から北九州市へ、「折尾まちづくりビジョン」が提言されました。

この提言は、新たに生まれ変わるまちを、自分たちの手でより良いものにしていくために、折尾の住民が望んでいる将来の姿やまちづくりの基本的考え方を描いたものです。

提言内容は以下のとおりです。

「折尾まちづくりビジョン」の提言

折尾の住民として、今後、北九州市と協働で
「人が主役、やさしいまちは」
を目指すために、下記のことを提言します。

- ① 商業を中心とした賑わいの創造に関する提言
住民には快適・安全・便利な「生活空間」と、訪れる人には好奇心を満たす「都市空間」が調和する『交流・生活都心』を目指します！
- ② 公共施設のデザインや景観形成に関する提言
歩行者空間を大切に「歩いて楽しいまち」の実現を目指します！
- ③ 歴史的建造物の保全と活用に関する提言
歴史的建造物を活用したまちを目指します！
- ④ すべての人にやさしく、安全・安心なまちづくりに関する提言
「人が主役、やさしいまちは」
年齢・性別・国籍・障がいにかかわらずだれでも安心して、自分の意志やペースで出かけられるまちを目指します！

本市としましては、この「折尾まちづくりビジョン」を地域の意向として尊重し、具体的検討を進め地域の方と協働でまちづくりを行ってまいりたいと考えております。



山本会長(おりお未来21協議会)から
北橋市長へ直接提言！

お問い合わせ・ご相談は

北九州市 建築都市局 折尾総合整備事務所
住 所：〒807-0825 北九州市八幡西区折尾四丁目8-18
電 話：093(602)3108 FAX：093(602)3128
ホームページ：http://www.city.kitakyushu.jp/cpp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=6302
e-mail：toshi-keikau@city.kitakyushu.lg.jp

裏面も
ご覧下さい

折尾地区総合整備事業の進捗状況と今後の予定です

◆連続立体交差事業・街路事業

■西折尾・大膳地区

- ・昨年は、筑豊本線と短絡線の迂回ルートとなる西折尾地区のトンネル工事の一部が完成しました。
- ・平成20年度は、引き続き、直方方面に向けて、西折尾地区トンネルの延伸工事を進めるとともに、新たに、大膳地区でもトンネル工事に着手します。
- ・国道3号（ナカイ跡地）から新々堀川を結ぶ道路（大膳20号線）の工事を行います。

■折尾駅地区

- ・折尾駅の南側では、平成19年度から新々堀川の切替工事に着手しており、平成20年度も引き続き工事を進め、平成22年度の完成を目指しています。
- ・折尾駅の北側は、平成20年度からJR九州による仮駅舎及び仮改札口の整備を行います。そして、平成21年度から鉄道の高架化と現駅舎の撤去を行う予定です。
- ・暫定駅前広場の整備に向け、水路の移設工事を行います。
- ・福岡県北九州土木事務所跡地では、まちづくりを支援するための区画道路の整備を行います。

工事も本格化し、皆様には何かと、ご不便やご迷惑をお掛けするかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆土地区画整理事業

- ・用地買収を進めています。
堀川町や北鷹見町、南鷹見町で連続立体交差事業及び折尾駅南口駅前広場工事に関連のある用地や物件等の買収を進めています。
- ・堀川町（第1工区）の施工計画を策定中です。
平成22年から予定している堀川町（第1工区）地区の施工計画案（工事の順序）を策定中です。案が出来ましたら住民の皆様にお示しし、ご意見をうかがったうえで計画を策定します。

【お願い】

- ・区画整理地区内で、建築物の建替えや新築をする場合は、区画整理法による許可が必要です。計画のある方は、事前に折尾総合整備事務所にご相談ください。
- ・区画整理地区内で、売買や相続で権利の変更がある場合は、折尾総合整備事務所にご連絡ください。

■お問い合わせ

折尾総合整備事務所 計画課 区画整理担当
TEL 093-602-3108

